

## 農林漁業セーフティネット資金

### 1 対象品目・分野

水田・畑作    園芸    畜産    林業    水産業    その他

### 2 事業概要

経営再建に必要な運転資金の融通  
(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

### 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途：

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金  
・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害  
・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）  
・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

#### (2) 貸付限度額：600万円(特認有)

#### (3) その他：

償還期限・・・10年以内（据置3年以内）  
 借入金利・・・0.65%～1.15%（令和6年9月19日現在）

### 5 募集期間

(1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。

#### (2) 申請書類（様式）の入手先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

#### (3) 申込み先：

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

## 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

### 1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

#### (1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.90%（令和6年9月19日に発動した場合）  
※融資機関によっては、0.90%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

#### (2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用  
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）  
施設等復旧資金・・・15年以内（うち据置期間3年以内）

### 2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

### 3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

# 鳥獣被害防止総合対策交付金

## 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○畜産    ○林業    ○水産業    ○その他

## 2 事業概要

鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、捕獲、追い払い、侵入防止柵の整備等に対して支援します。

## 3 利用対象者

農業を営む個人、グループ及び法人ほか

## 4 支援内容

### (1) 補助要件：

事業実施地域となる市町村が、被害防止計画を策定していること。

#### ○ 整備事業

- ・受益戸数が3戸以上であること
- ・投資効率が1以上であること

### (2) 対象経費：

#### ○ 推進事業

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動（有害捕獲、被害防除、生息環境管理等）の経費

#### ○ 緊急捕獲事業

- ・有害捕獲に係る捕獲活動経費

#### ○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設の整備

### (3) 補助率：

#### ○ 推進事業

- ・1/2以内（ただし、鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は一部定額補助）

#### ○ 緊急捕獲事業

- ・定額

#### ○ 整備事業

- ・1/2以内（ただし、自力施工の場合は定額補助）

### (4) 補助上限額

#### ○ 推進事業

- ・わなの導入にあつては、種類ごとに上限単価あり

#### ○ 緊急捕獲事業

- ・8,000円以内/頭（成獣であるクマ、サル）
- ・7,000円以内/頭（焼却施設等へ持ち込む場合は8,000円以内/頭）（成獣であるイノシシ、ニホンジカ）
- ・1,000円以内/頭（上記幼獣及びハクビシン等その他の獣類）
- ・200円以内/羽（鳥類）

#### ○ 整備事業

- ・侵入防止柵、処理加工施設にあつては、種類ごとに上限単価あり

(5) その他

○ 緊急捕獲事業

- ・ 推進事業で実施する有害捕獲活動と重複して支援を受けることはできない

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時相談を受け付けます（最寄りの市町村にお問い合わせください）。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：農村づくり担当
- (3) 電話番号：023-630-2495